

令和7年11月13日

デジタル大臣 松本 尚 様

埼玉県知事 大野 元裕

行政手続における処分通知等のデジタル化の推進等に係る要望

埼玉県政の推進につきましては、日頃から格別の御支援と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県では、デジタル技術を活用した県民の利便性向上と職員の生産性向上を実現する施策を積極的に推進しております。

つきましては、下記の要望事項について、特段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 行政手続における処分通知等のデジタル化の推進

(1) 現状・課題等

国は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づき、「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」（令和5年3月）を公表するなど、行政手続のオンライン化を推進している。

本県でも、DX推進計画を策定し、行政手続のオンライン化に取り組んでいるところであるが、法令や国の要綱等の定めにより処分通知等への公印押印が求められているために、処分通知等のデジタル化が進まないケースがある

行政手続については、県民の利便性の観点から、申請から処分通知等の交付まですべての手続がオンライン上で完結できるようにすることが望ましく、また、地方公共団体が全国共通で受け付けている手続については、費用対効果を考慮し、国が一元的に共通のシステムを整備することが効率的である。

(2) 要望項目

処分通知等のデジタル化を推進するため、処分通知等への公印押印を定めている法令や国の要綱等の見直しを行うこと。併せて、全国共通の行政手続については、国において処分通知等のデジタル化に対応した新規システムの整備や既存システムの改修を行うこと。

2 地方公共団体の情報システム標準化の円滑な移行に対する支援

(1) 現状・課題等

国は、ガバメントクラウド上に構築された標準準拠システムへの移行を求めているが、本県では、令和7年7月末時点で県を含む27自治体162システムが特定移行支援システムに該当する見込みである。

国においては、移行期限を原則令和7年度末までとしつつ、特定移行支援システムについては最長で令和12年度末まで延長し、さらに、移行経費についても、補助上限額の見直しや基金の増額等を見直しを行った。

しかし、現在の補助上限額については、令和6年8月に国が実施した調査を基に算出されており、物価や人件費が高騰している中、依然として移行経費に係る財源の不足が懸念される。

また、移行後の運用経費についても、ガバメントクラウド利用料、ネットワーク回線利用料など、従来以上の負担が想定される。

令和7年度から、ガバメントクラウドへの移行に伴う運用経費の増加分については、普通交付税で措置することとされ、また、令和7年6月13日に閣議決定された『経済財政運営と改革の基本方針2025』において、国は移行後のシステム運用経費に係る総合的な対策に基づく取組を進めるととされたが、運用経費の負担が十分軽減されない懸念がある。

(2) 要望項目

地方公共団体の情報システム標準化の円滑な移行を実現するため、各自治体における移行経費を適切に把握し、引き続き必要な財政支援措置を講ずること。

自治体の運用経費の負担を軽減するため、各自治体の状況に応じた確実な財政支援措置を講ずること。